

## 賃貸借契約条項

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書に定められた物品（以下「契約物品」という。）を甲の使用に供し、甲はその代金を乙に支払うものとする。

#### (代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付している場合は、特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

#### (代理人の届出)

第3条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、委任する事務の範囲を明らかにして、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

#### (下請負)

第4条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により、乙の義務とされている事項について、その責めを免れない。

2 甲は、下請負を承認した場合においても、その下請負者がこの契約の目的達成上著しく不適当であると認めたときは、乙に対しその変更を求めることができる。この場合、乙は、甲の指定に従わなければならぬ。

#### (代金の請求及び支払)

第5条 乙は、契約物品の月ごとの使用状況を確認し、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書によるものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内に乙に当該金額を支払うものとする。

4 契約期間中に、甲の内部的な事情による場合を除き、契約物品を使用することができなくなり、業務に支障を生じた場合の代金の減額については、甲乙協議の上定めるものとする。

5 前項の業務に支障を生じた日数には、第12条第1項に規定する保全、整備及び調整に要する時間は含まないものとする。ただし、当該保全、整備及び調整が乙の責めに帰すべき理由により契約物品を使用することができなくなった場合において行われたものであるときは、この限りでない。

#### (債務の引受け等の承認)

第6条 乙は、この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

## 第2章 契約の履行

### (持込みの予定期日の通知)

第7条 乙は、契約物品を設置場所に持ち込もうとする場合は、持ち込みの予定期日、その他必要事項を甲の指名する設置場所の検査官（以下「検査官」という。）に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた場合は、予定期日までに設置場所における契約物品の受入準備を完了するものとする。

### (引き渡しの届け出)

第8条 乙は、契約物品を持ち込み、その調整が終了した場合には、直ちに引渡書・受取確認書（別紙様式）により、その旨を設置場所の検査官に届け出なければならない。

### (確認及び受取)

第9条 甲は、前条の届け出があった場合は、検査官により当該届け出に係る契約物品について、契約書、仕様書及び甲の定めた検査実施要領に基づき確認を行うものとする。

2 甲は、届出があった契約物品に異常がないことを確認した場合は、乙から契約物品の引き渡しを受けるものとする。

3 甲は、契約物品の引渡しを受けた場合は、必要事項を記載した引渡書・受取確認書（別紙様式）を遅滞なく乙に交付するものとする。

### (撤去)

第10条 乙は、賃貸借の期間が満了した場合（継続して契約が締結される場合を除く。）又は第19条又は第20条の規定に基づき契約が解除された場合は、速やかに契約物品を撤去しなければならない

2 乙は、検査官の立ち会いの下、契約物品の撤去を実施するものとする。撤去完了後は、契約物品の撤去が滯りなく終了したことが確認できる書類（様式任意）を遅滞なく甲に提出するものとする。

3 甲は、乙が契約物品を撤去するのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

4 撤去のための費用は、乙の負担とする。

### (甲の使用上の義務)

第11条 甲は、賃貸借の期間中、契約物品を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 甲は、契約物品の設置場所を変更しようとするとき、契約物品に他の機器を取り付けて使用する場合は、あらかじめ乙の同意を得なければならない。

### (乙の保守義務等)

第12条 乙は、契約物品の適切な操作方法を指導するとともに、常時契約物品を良好な状態において使用することができるよう契約物品の保全、整備及び調整を行わなければならぬ。

2 甲は、前項に規定する保全、整備及び調整の必要が生じた場合は、直ちに乙にこの旨を通知して保全、整備及び調整を求めるものとする。

3 甲は、乙が乙の責めに帰すべき理由により、第1項に規定する保全、整備及び調整を行わなかつたことにより甲に損害が生じた場合は、その賠償を請求することができるものとする。

(プログラム提供等の費用)

第13条 前条の基本的プログラム等の提供、操作方法の指導及び契約物品の保全、整備若しくは調整のための費用は代金に含まれるものとする。

(支払遅延利息)

第14条 甲は、約定期間（第5条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年※. ※パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

第3章 契約の効力等

(引渡し不能等の通知)

第15条 乙は、理由のいかんを問わず引渡し日までに契約物品を引き渡す見込みがなくなった場合又は契約物品を引き渡すことができなくなった場合は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(減失又は損傷)

第16条 甲は、契約期間中に契約物品が減失し、又は損傷した場合は、速やかに乙にその旨を通知するものとする。

2 前項の減失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担においてこれを補修し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、乙が保険金、損害賠償その他 の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲はその価格の限度でその負担を免れる。

3 前項に規定する場合を除き、契約物品の減失又は損傷によって生じた損害は、乙の負担に帰する。

第4章 契約の変更等及び解除

(契約の変更)

第17条 甲は、契約の期間が終了するまでの間において必要がある場合は、履行期限、設置場所その他乙の義務に関し、この契約の定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。

(事情変更)

第18条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災事変、法令の制定又は改

廢その他著しい事情により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による賃貸借料の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

第19条 甲は、乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部につき解除の申入れをすることができる。この場合においては、この契約による賃貸借は、解除の申入れの後30日を経過した日をもって終了するものとする。

3 解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(乙の解除権)

第20条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(違約金)

第21条 甲は、第19条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、解除した解除部分に相当する額（賃貸借の一部解除にあたっては、解除期間に相当する額）の10パーセント相当額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに第1項の違約金を支払わない場合は、その期限の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、年※.※パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第22条 甲は、第19条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が引渡し完了日までに契約物品を引渡さなかったことによりこの契約を解除した場合は、この限りではない。

2 第20条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第23条 乙は、契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下

同じ。)について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク(契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実に対応しなければならない。
- 6 第4条及び第6条第1項の規定は、前5項についても適用する。

## 第5章 雜則

### (秘密保全)

第24条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

### (調査)

第25条 甲は、この契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係所に立入り、調査させることができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

### (その他)

第26条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めがある場合は、特約条項の定めるところによる。
- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。
- 4 この契約において、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第27条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

## 引渡書・受取確認書

# 設置場所					
# 契約者名 住 所 会 社 名 代表者名					
#調達要求番号		#契約年月日	年 月 日		
#契約番号		#賃貸借期間	自 年 月 日	至 年 月 日	
#会社品番号又は規格	#型番	#品 名	#単位	#数量	#備 考
引 渡 年 月 日					
確 認 年 月 日					
確 認 場 所					
上記のとおり確認し受領した。 年 月 日		検査官 所属 官職 氏名			

(1) #印は、契約相手方で記入する。